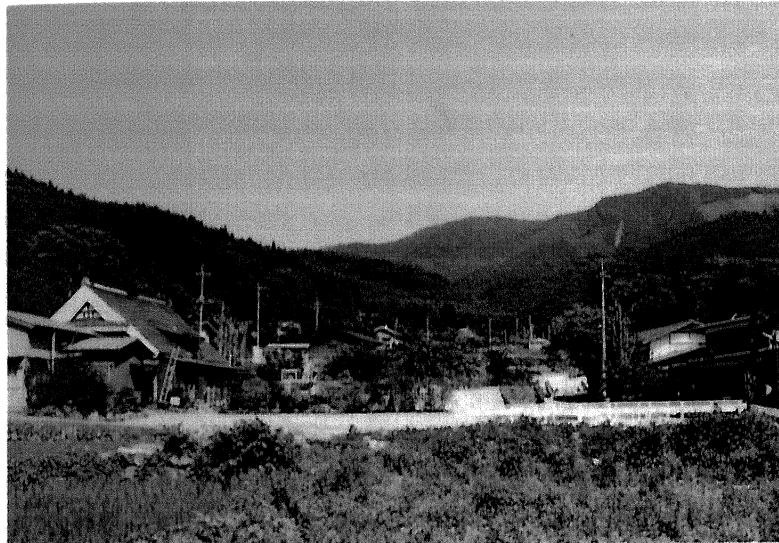


# 熊井戸野村

〔都留市〕



菅野の集落

**菅野・熊井戸** 村は標高一七〇〇メートル余りにおよぶ御正体山の山麓、菅野川の上流域に開けた山間の村である。信仰の山、修驗道の山として名高い御正体山は村の南方にそびえ、その裾野三輪明神からは登山道が山頂の御正体大権現まで開削されている。この御正体山を基点にして、村の西と東側を北西、北東の方角に二手に分かれて列なる山は、本村と鹿留村・道志村との村境を形成する。また、村の北側を南東から北西の方角へと列なる山は、朝日曾雌村・戸沢村・法能村との村境を形成し、村を取り囲んでいる。

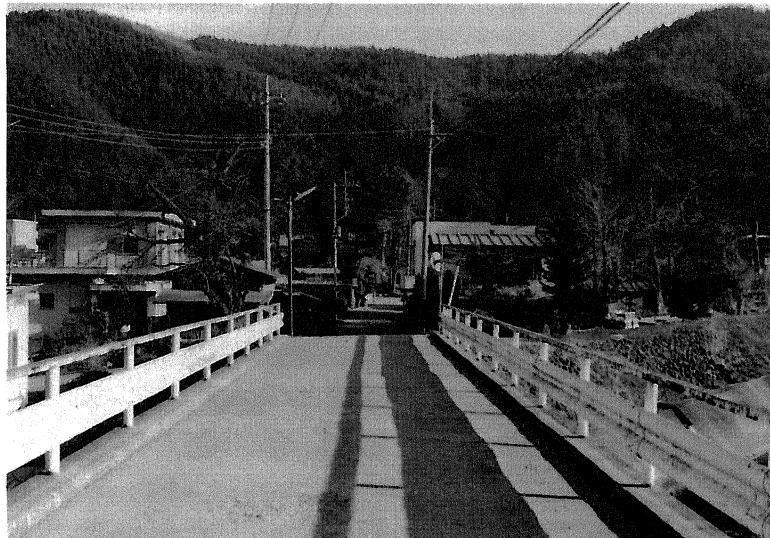
あばれ川として知られる菅野川は、菅野山字女郎樹・ズサ山等を源とし、村内を北流して法能村境へといたる。この菅野川に三輪明神の下手、字棚<sup>たなわら</sup>繩代<sup>なわしろ</sup>で合流する川は細野川で、その源は細野山字黒木沢に発す。

**菅野・熊井戸** 村の集落は、この両川の沿岸に点在している。菅野川の上流から下流に向かつて菅野・大平・大津の集落が続き、途中小野村を経て熊井戸の集落が飛地のように存在し、また細野川の沿岸には細野の集落が立地している。**菅野・熊井戸** 村はこれらの集落の「惣名」であり、「小名」と呼ばれる各集落の織りなす歴史は複雑である。『甲斐国志』によれば、古くは菅野・細野・大津は一村で、熊井戸は小野村に属していたといふ。熊井戸が小野村から分かれ、他の四集落とともに一村を形成した時期は審らかではないが、寛文九年（一六六九）の郡内領惣検地のときには菅野村の一集落として竿入されている。

本村の村名は、**菅野・熊井戸** 村に固定するまでに何度も変遷を遂げている。近世初期には菅野大津村と称された時期があり、寛文九年の郡内領惣検地以降は菅野村、そして一時宝永・正徳年間に**菅野・熊井戸** 村と称され、その後再び菅野村に改称されている。村名はこの後もなお動搖し続け、ようやく享保末年にいたって、村名を菅野・熊井戸の両集落名を冠してつけることに各集落の意志が統一されていく。しかし、この時点においても、菅野の主張する「**菅野・熊井戸** 村」案と熊井戸の主張する「**菅野・熊井戸** 村」案とが対立し、両集落間で争論が生じていた。村名が最終的に**菅野・熊井戸** 村に落ち着くのは、この争論の解決を通してである。

村名の変遷・動搖には、各集落の親郷・子郷関係や立地条件、物的利害などが複雑に絡みあいその背景をなしていたが、享保末年争論が解決されて以後の本村は、**菅野・熊井戸** 村という村名表記のあり方にも象徴されるように、各集落は実質的にはほぼ独立した村機能を有する菅野村・熊井戸村の二か村にまとまり、村落生活を営んでいくことになる。各集落の属する村は、菅野が菅野村、大平・細野・大津・熊井戸が熊井戸村である。

享保十五年（一七三〇）、本村より斎藤喜六郎役所へ提出された「村明細帳」によれば、当時の家数五七軒、人口三四四人、うち男一六三人・女一八一人、馬四一疋<sup>びき</sup>、牛一六疋である。また、文化三年（一八〇六）の「村明細帳」では、家数八〇軒、人数四〇六人、うち男一八八人・女二一八人、馬四〇疋となる。時代が下るとともに**菅野・熊井戸** 村では、家数・人数の増加に対し、牛馬数の減少という対照的な現象が生じ、牛馬を所有しない家が多くなっていたことがわかる。牛馬は厩肥の製造や物資の運搬に役立つ家畜として飼育されていたはずであり、牛馬



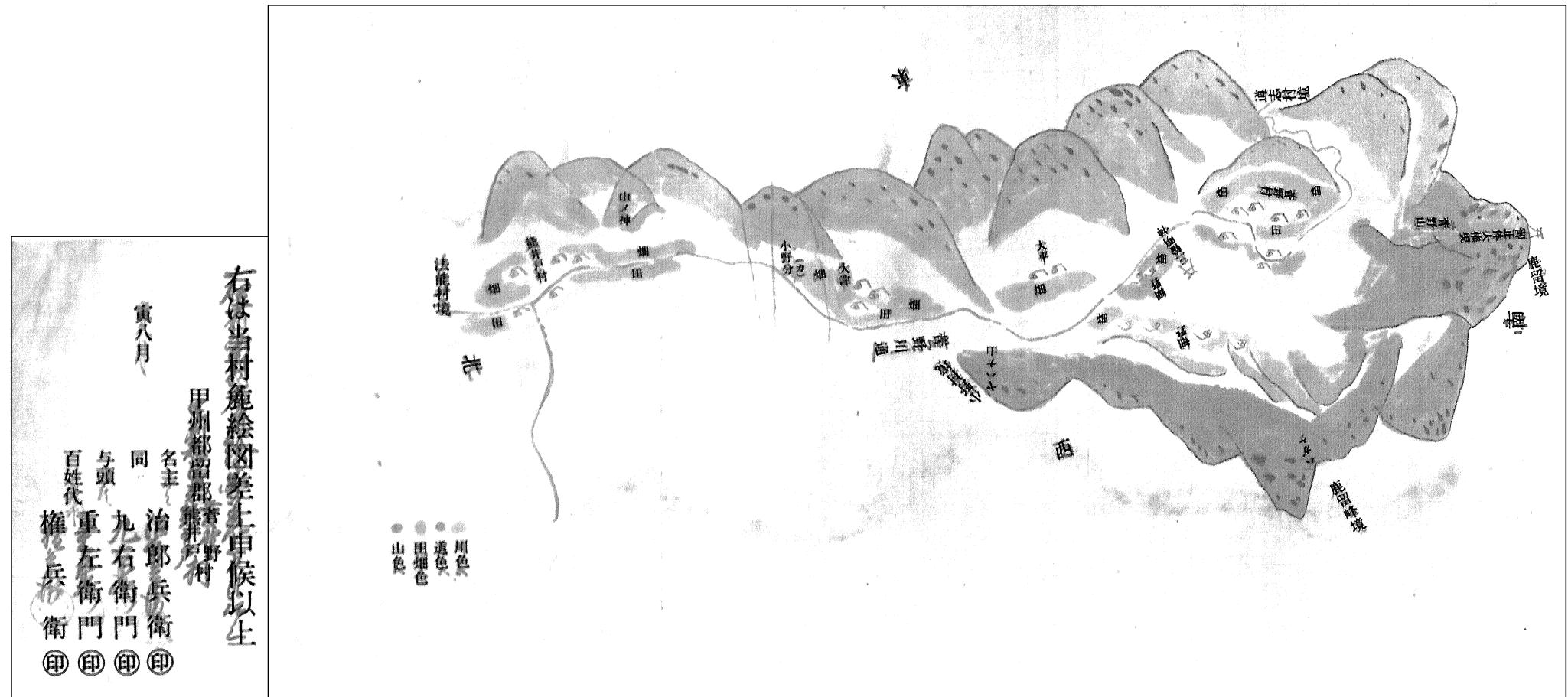
熊井戸の集落

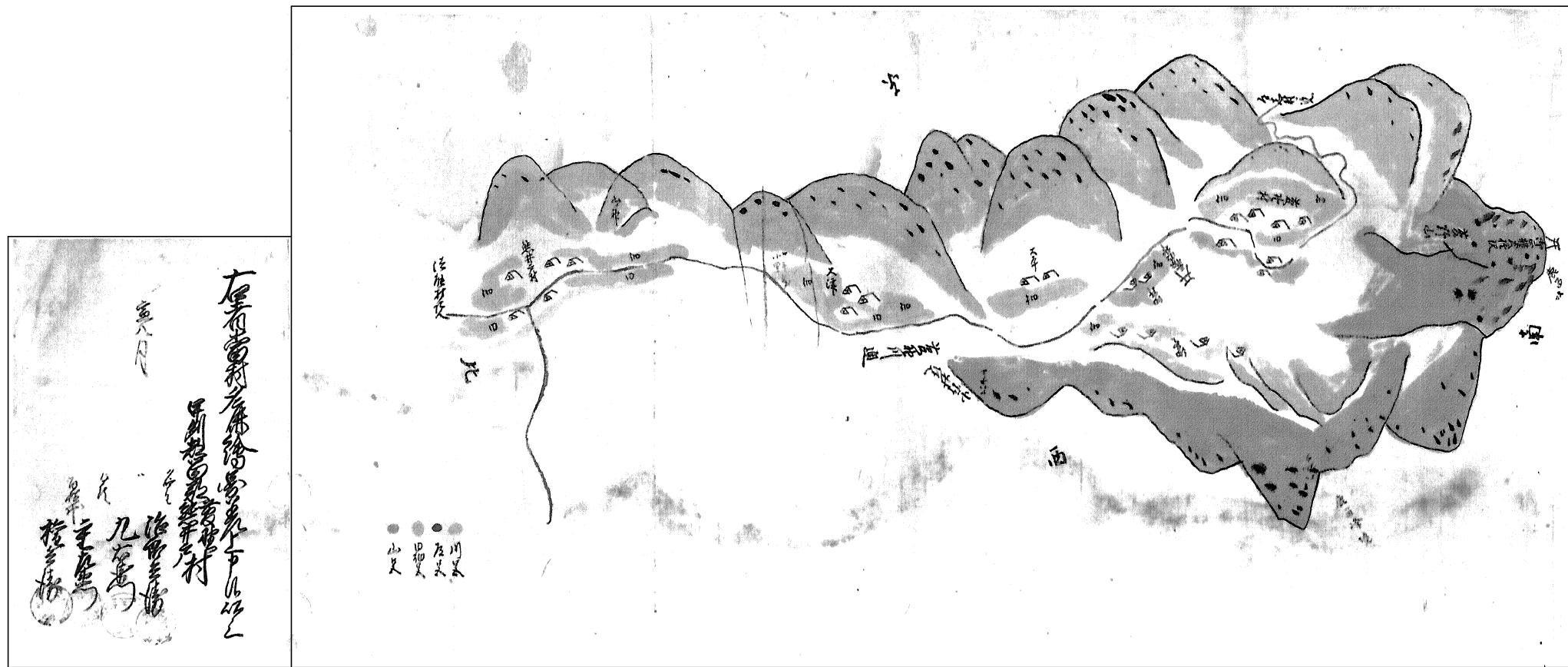
を所有しない家の増加はそうした条件の喪失を意味する。また、牛馬それぞれの飼育頭数の推移では、牛の減少がはなはだしく、文化三年までにその数が零となつた変化は大きい。なお、昭和五十五年の国勢調査による菅野・熊井戸（現大野）の世帯数は一三九、人口は五九〇人、うち男二九五人・女二九五人である。寛文九年の検地によつて把握された菅野・熊井戸村の村高は、三五石一斗八合である。その内訳は田一三石五斗九升五合、畠一一石五斗一升三合となる。田は地味が考慮され、沢口側の熊井戸・大津と沢頭側の大平・菅野・細野では、同一地位の田であつても石盛が異なつており、前者の石盛が後者の石盛よりも中田・下田では一斗、下々田では五升高く村高に算入されている。田畠は南北に長く伸びて点在する集落のかたわらに開け、菅野川沿岸の低地には田、台地上には畠が広がる。絵図上、畠はすべての集落に描かれるが、田は細野と大平の集落にはみられない。細野は急峻な山の斜面に開けた集落であり、細野川は集落の眼下に深い侵食谷を形づくつて流れ、立地上用水の便には恵まれなかつた。また、大平は細野川と菅野川の合流点に位置し、河岸の低地は両川の氾濫原であつたと考えられる。

各集落はその立地条件によつて生産条件を異にしているが、しかしいずれの集落も、村高に算入された田畠の耕作のみでは、家の暮らしを維持していくことが困難であった点では共通していた。いま、試みに文政十一年（一八二二八）を例にとり、当時八五軒を数えた各家の所持石高を階層別に整理すると、無高七軒、五斗未満六二軒、五斗以上一石未満一〇軒、一石台四軒、四石台二軒の構成となり、ほとんどの家が一石にも満たないわずかな石高しか所持していなかつたことがわかる。

平地に乏しい菅野・熊井戸村では、村人の暮らしは山と結びつき成り立つてゐる。享保十五年の「村明細帳」によると、村内の山には本村を山元として周辺の村々も入会つていていた村々入会山と、本村のみが単独に入会つていた村中入会山が存在し、村中入会山は「山畠」「柴山」「村山」に区分され利用されている。山畠は「かり畠」や「切替畠」＝焼畠が行なわれていた山で、その面積は六町余、また柴山は田畠の肥料とする柴の刈り取りが行なわれていた山で、同じく面積は三町余となる。山畠と柴山は山検地によつて面積が丈量され、名請人も定められていたが、薪・秣・萱・普請用材などが調達されていた村山は、近世を通じて村中全体の共有・共益下にあり、検地も行われなかつた。これらの山は、その所有・利用の形態に違ひがあつたが、いずれも村か百姓に属する山という意味では帰属関係の明瞭な山であつた。ところが、近世前期には村にも百姓にも属さず、また個別に領主山ともなつていなかつた山が存在し、そうした山を本村では「樂山」と称して形跡をうかがわせる文書が伝存している。

菅野・熊井戸村の人々は乏しい田畠を山畠の耕作によつて補い、田畠の肥料や生活資材のほとんどを山から調達していた。農間には男は山稼ぎに精を出し、女は機織りを行い暮らしを立てている。そして、そうした村人のなかには、猟師として渡世を送つてゐる人々もいた。享保十五年、村には猪鹿威<sup>いのしかぎ</sup>鐵砲四挺のほかに三挺の猟師鐵砲が存在し、三人の猟師によつて各一挺づつ所持されていたことがわかる。野獣害対策は村の大きな仕事であり、文化六年の菅野村の「村入用夫錢帳」は、猟師頼み代錢三十六パーセントを占めており、野獣害対策に腐心していいた山村の様子を偲ばせている。





9 文化3年(1806)8月 菅野熊井戸村絵図 都留市蔵(森嶋家文書) 275×625

# 都留市史

資料編 都留郡 村 絵 図  
集 村明細帳

八 享保十五年(1730)一月 菅野村高反別明細指出帳 〔表紙〕	見附上田四畝七歩	石盛三斗
享保拾五年	分米壱斗貳升七合	
甲斐國都留郡菅野村高反別明細指出帳	外ニ壱畝拾步前々永引	
斎藤喜六郎様御役所へ上候下書	中田八畝拾六歩	石盛六斗五升
戌二月	分米五斗五升五合	
寛文九年酉年	下田四反七畝拾步	石盛五斗五升
秋元但馬守様御検地御水帳式冊・山畠帳共二御座 <small>(候脱タ)</small>	分米武石六斗三合	
一 高三拾五石壱斗八合	下々田四反拾壱歩	石盛四斗
内 高壱斗八升武合	分米壱石六斗壱升武合	
三畝武拾七歩	外ニ壱畝壱歩前々永引	
高式斗四升五合	見附上田壱畝四歩	石盛三斗
残七町九反六畝拾八歩	分米三升四合	
此分米三拾四石六斗八升壱合	見附中田壱反六畝武拾步	石盛武斗
此訣	分米三斗三升三合	
武町六反五畝拾六歩	上烟七畝拾壱歩	石盛六斗
分米拾三石四斗壱升三合	分米四斗四升武合	
五町三反壱畝武歩	中烟五反四畝武拾武歩	石盛五斗五升
分米武拾壱石武斗六升八合	分米三石壱升	
中田六畝拾九歩	下烟壱町六反三畝武拾九歩	石盛四斗
分米四斗九升七合	分米六石六斗五升九合	
下田六反六畝四歩	外ニ四畝歩前々永引	石盛武斗五升
分米四斗三升	分米四石武斗三升	
外壱畝拾六歩前々永引	下々烟武町六反武畝武拾壱歩	石盛武斗五升
下々田七反四畝拾五歩	屋敷四反武畝九歩	
分米三石三斗五升武合	分米四石武斗三升	石盛壱石
石盛四斗五升	桑武拾三束	武升盛

		分米四斗六升
一山畠六町六反六畝武拾八歩	外	
此取大豆四石六斗壺升	但シ金納	
稗三石八斗壺升	内	
外ニ口大豆壺斗四升壺合三勺	金納ニ仕、直段年	
口碑壺斗壺升四合三勺	々高下御座候	
一柴山三町五反八畝拾九歩	定納金納	
此取米壺石七升七合	金納仕、直段年々高下	
外ニ口米三升武合三勺	御座候	
一見取畠三反壺畝武拾壺歩	内	
此取米五升	武升申永流	
一柴山三町五反八畝拾九歩	取米壺石七升合 <small>(マダ)</small> <small>(孫カ)</small>	
外ニ口米三升宛孫	夫金	
一薪三百五拾壺文	代永三拾四文五分	
一薪三拾五束	代永三拾五分	
一入松壺束	代永拾文	
一炭木三束	代永武拾壺文五分	
一糠三俵	代永拾壺文五分	
一藁三駄	代永拾九文	
一青草六駄	代永武拾文	
一葦八駄	代永四拾文	
一萩壺束	代永壺文五分	
一干草棒五本	代永八文五分	
一あふ藁壺 <small>(マダ)</small> くひり	代永五分	
一渋柿壺斗四升	代永武拾三文五分	
右拾老品は、秋元但馬守様御代ニは品納、御領所此方 代永納ニ御座候	一名主給米三斗壺升、先年ハ御地頭様より被下候、御料 所以来金納直段を以割合、百姓方より取立申候、役引 高武石分夫金除申候	
一米武升壺合	同女稼、かい子、耕作之間絹織申候	
是ハ金納御直段年々高下御座候	武石分高 <small>(石脱カ)</small> 青分夫金除申候	
一薪取場	一百姓之内出入御座候て谷村へ罷出候節ハ、入用之儀双 方より相賄申候	
一秣場	當村山ニて取來り申候	
一葦・薄・萩・菅	右同断	
一御年貢米前々より金納仕候、御直段年々高下御座候	一百姓家作之儀、四壁之竹木無御座ニ付、當村山ニて諸 色取候て普請仕候	
一御年貢米壺石ニ付口米三升宛相納申候	當村より江戸日本橋迄武拾六里余	
但シ御直段年々高下御座候	一下人召抱毎年二月二日出替御座候	
一一口永出候永納当村ニ無御座候	立申候	
	内	
一川除場	大沢前	

四ヶ所 熊井戸前	一 用水、当村より出候川通より枝郷六ヶ所ニテ堰上ケ、 田水共ニ相用候、内壱ヶ所法能村と立合、小野村分より引申候 一社
牛王明神 御壱尺五寸 神主 谷村伊加(質)	右之通當村諸色明細御尋ニ付、御上納物を始、有來り品々書上申候、此外何ニても書上申儀無御座候 一ほこら
壱ヶ所	享保拾五年戊二月
山神	一当村より 谷村御役迄道法壱里半
壱ヶ所	小野村へ道法 壱里
牛王明神 御壱尺五寸 神主 谷村伊加(質)	法能村へ道法 壱里半
壱ヶ所	道志之内善野木へ道法壱里半
山神	是ハ御伝馬御廻状繼之村々
山神	家五拾七軒
山神	人数三百四拾武人(マ)
山神	馬牛五十七疋(裏表紙)
山神	内牛四十六疋
山神	菅野村
山神	小林市兵衛是書
山神	寅二月廿七日
山神	慶心二年
山神	御高札三枚
山神	當寅年
山神	家数八拾軒
山神	人数四百六人内(男百八十三人)
山神	馬四拾疋
山神	一菅野川通用水堰、川除御普請所有之
山神	一男女稼(男八農業之外秋・薪を取申候)
山神	一産物 紬・紬織出申候
山神	見捨地 一三輪大明神 宮明き三尺五寸
山神	一男女稼(男八蚕を飼・機穂仕候)
山神	一山ノ神ほこら
山神	一御正体大権現 宮明き三尺
山神	申候
山神	一菅野より谷村へ壱里余、熊井戸より谷村へ拾町
山神	一当村より甲府へ拾武里、江戸へ武拾六里
山神	一当村百姓ニ武田信玄公様より御書付頂戴仕、所持仕罷有候
山神	右之外、名所・古跡・古書物之類、何ニても無御座候、右申上候通相違無御座候、以上
都留郡	(米四升六勺) 畑方切出年貢 一米武升壱合 伝馬宿入用
都留郡	一永百三拾四文五分 薪三拾五束代
都留郡	一永拾文 入松壱束代
都留郡	一永武拾壱文貳分 炭木三束代
都留郡	一永拾壱文五分 糜三俵代
都留郡	一永武拾文 青草六俵代
都留郡	一永拾九文 藥三俵代
都留郡	一永五分 灰汁薬壱縦代
都留郡	一永四拾文 葱八駄代
都留郡	一永壱文五分 葱八駄代

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。  
(富士吉田市 加々美四郎家文書)